

## 議第27号

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第2項の表中(12)の項を(14)の項とし、(8)の項から(11)の項までを2項ずつ繰り下げ、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査の手数料	同 79,200円
(9) 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査の手数料	同 78,500円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。